

# 8月は差別をなくす運動月間です

## 「同和問題」を正しく理解し、人権問題の解決に取り組みましょう！

1965（昭和40）年8月、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとする同和対策審議会答申が出されました。この答申が出された8月を大分県では「差別をなくす運動月間」と定め、津久見市においても各種の人権啓発事業に取り組んでいます。

すべての人々の人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権についての正しい知識や感覚を身につけ、日頃から人権について考え、人権問題の解消に向けて、実際に行動することが大切です。

津久見市では、同和問題をはじめとする人権問題へのさらなる理解を深め、差別に気づき、差別に向き合い、差別を許さない人権を尊重するまちづくりにつながることをめざし取り組みます。

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

施行日 2016（平成28）年12月16日

部落差別（同和問題）とは、自分の能力や人柄とは関係なく生まれた場所やそこに住んでいるという理由だけで、結婚を反対されたり、就職や日常生活で差別を受けるという日本固有の深刻な人権問題です。

日本の歴史の中でつくられた身分制度に基づく、根深い差別意識や誤った認識、偏見が、現代社会においても未だに存在しています。

この法律では、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別を解消することの必要性について、国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしています。

## 津久見市人権研修会

日 時：8月24日（金）18時30分

会 場：市民会館 2階会議室 =入場無料=

講 師：友永 健三 さん

テマ：『部落差別の現状と課題』～部落差別解消法制定をうけて～



部落解放・人権研究所長、反差別国際運動（IMADR）事務局次長などをつとめる。部落差別などの差別の撤廃や人権確立社会の実現をめざし、調査・研究と教育・啓発活動を展開。大阪市出身。著作に「部落解放と反差別国際連帯」「人権の21世紀へ」など

主催：津久見市・津久見市教育委員会  
津久見市人権啓発推進協議会

問い合わせ先：津久見市人権対策室 ☎82-4111 内線114